

盛岡市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和7年7月15日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局等

上下水道局及び市立病院事務局

2 対象範囲

令和6年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理に関すること。

なお、必要があると認める場合は、令和7年度又は令和5年度以前も対象とした。

第4 監査の着眼点

施設修繕契約事務、委託契約事務及び指定管理者による管理運営事務並びに補助金交付事務を重点項目としたほか、各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行及び経営に関する事業の管理が、法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性や正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の

執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 上下水道局

監査の期間 令和7年4月8日～令和7年7月15日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
総務課、経営企画課、給排水課	令和7年5月7日から同年5月12日まで 上下水道局 3階 302会議室
水道建設課、水道維持課、 下水道整備課	令和7年5月13日から同年5月15日まで 上下水道局 3階 302会議室
浄水課	令和7年5月16日 新庄浄水場 3階 会議室
下水道施設管理課	令和7年5月19日 下水道施設管理課 2階 会議室
玉山事務所	令和7年5月20日 玉山総合事務所 3階 301・302会議室

2 市立病院事務局

監査の期間 令和7年5月7日～令和7年7月15日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
総務課、医事課	令和7年6月4日から同年6月9日まで 市立病院 2階 会議室

第7 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 上下水道局

水道維持課

【指摘事項】

- 1 配水本管老朽度調査業務委託の変更契約締結に当たり、変更契約書の押印が会社印のみで、契約締結権限のある者の印鑑が押印されていなかったことから、適正な事務の執行を求める。

下水道整備課

【指摘事項】

- 1 北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画変更業務委託の一般競争入札執行に当たり、あて名のない無効とすべき入札書を有効として取り扱っていたため、適正な事務の執行を求める。

下水道施設管理課

【指摘事項】

- 1 令和6年度年間単価契約 人孔口環等改修業務委託の履行確認に当たり、実際に行った工種とは異なる工種欄に数量を記載した業務完了報告書を受理及び完了確認を行い、委託料を過大に支出している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 北地区取付管修繕その3の見積りに当たり、盛岡市随意契約見積参加者心得を承諾のうえ見積する旨の記載に不備がある無効とすべき見積書を有効として取り扱っていたため、適正な事務の執行を求める。

II 市立病院事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 盛岡市立病院経営改善及び未利用地活用事業支援業務委託の見積りに当たり、見積参加者の代表者の職名の記載に不備がある無効とすべき見積書を有効として取り扱っていたため、適正な事務の執行を求める。

【意見】

- 1 盛岡市立病院経営改善等に係る業務委託契約について、平成21年度から17年間継続して同一事業者との見積合わせによる随意契約を行っている。

随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り例外的に用いることができるが、あくまで競争性の確保が必要である。また、当該業務の経営改善に資する具体的な成果を追求する観点からも定期的な事務事業の見直しが求められる。

業務の性格上、一定程度の継続性が必要だとしても、参入機会及び競争性の確保のため、実施可能な他事業者の参入が可能な契約方法について検討されたい。